

令和7年度 大田区児童虐待対応強化員採用選考（公募）案内

1 応募受付期間

令和7年6月20日（金） ～ 令和7年7月31日（木）

※詳細は「7 申込み方法」に記載しています。

2 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
若干名	(1) 児童虐待の通告があった子どもに対する目視による安全確認に関すること。 (2) 虐待予防の観点から見た非行少年及びそれらの保護者に対する指導に関すること。 (3) 虐待等ケースの家庭訪問や面接の同行、同席及び調査に関すること。 (4) 児童相談所、警察署、検察庁、家庭裁判所、保護司等との連携、会議等への出席に関すること。 (5) その他(1)から(4)までの業務を行うために必要な事務処理等に関すること。

3 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	①令和7年8月1日から令和8年3月31日まで ②令和7年9月1日から令和8年3月31日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。
勤務場所	大田区子ども家庭支援センター（キッズな大森） ※敷地内は禁煙です。
勤務時間等	・1日7時間45分・週4日（週31時間） ・原則、9時30分から18時15分まで（休憩時間60分） ・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	・原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります（週4日）。 ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日（12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。） ③ 国の行事が行われる日で規則で定める日

休暇	年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年規則第 38 号）によります。
報酬額	月額 259,968 円

諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服 務	・ 地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・ 営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。

注）特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に 変更が生じる可能性があることにご留意ください。

4 受験資格

次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- （１）児童相談行政及び児童虐待対策に関する見識があり、児童福祉の促進に熱意があること。
- （２）都道府県警察の生活安全部門における勤務経験を有すること、又は暴力及び犯罪の防止に関する豊富な知識及び経験等を有すること。
- （３）その他事務処理について一定程度の能力を有していること。
- （４）地方公務員法第 16 条に規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

【参考】 地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

5 選考方法等

(1) 選考方法

採用選考は、以下のとおり作文及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、可否を決定します。

作文	【課題】 「子ども家庭支援センターにおける児童虐待対応強化員の役割及び取り組むべきことを述べてください。」 ※所定の様式にて 800 字～1,000 字以内 ※申込書と一緒に提出
面接	【面接日】書類選考後、随時行う予定です。 【場所】大田区子ども家庭支援センター（キッズな大森）予定 ※面接日時等は面接実施通知書を申込書に記載の住所に郵送し、お知らせします。

(2) 判定基準

作文及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【作文】

問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	意欲を持って職務に当たることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。

6 合格者の発表方法

面接選考実施後に、郵送にて通知します。

7 申込み方法

(1) 提出書類

申込書	・申込書は、こども未来部子ども家庭支援センター（キッズな大森）1 階事務室で配布します。 また、区ホームページからもダウンロードできます。 ・記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。 ・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。 （写真の裏に必ず記名をしてください。）
作文	・様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 ・課題は「子ども家庭支援センターにおける児童虐待対応強化員の役割及び取り組むべきことを述べてください。」とし、800 字～1,000 字以内で記述してください。

(2) 提出方法

提出方法	下記申込先にて郵送、又は持参にてお申し込みください。
申込期間	①令和7年8月1日から令和8年3月31日の任用期間を希望の場合 令和7年6月20日（金）から令和7年7月2日（水）までに必着 ②令和7年9月1日から令和8年3月31日の任用期間を希望の場合 令和7年6月20日（金）から令和7年7月31日（木）までに必着 ※持参の場合は、上記①、②の申込期間の内、 平日：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
申 込 先	〒143-0016 東京都大田区大森北四丁目16番5号 大田区子ども家庭支援センター 地域子育て推進係 採用担当

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

9 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。